

蒲郡市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 放課後児童健全育成事業は、昼間、労働等により保護者のいない家庭の小学校に就学している児童のために、遊び又は生活の場を与える施設として、児童クラブを設置し、児童の健全育成に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 児童クラブの実施主体は、蒲郡市とする。

(児童クラブの活動)

第3条 児童クラブは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりに関すること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な事項に関すること。

(対象児童)

第4条 児童クラブの対象となる児童は、市内の小学校在学中の別表第1に掲げる区分に該当する家庭の児童（以下「放課後児童」という。）とする。

- 2 長期休業においては、利用期間において昼間、労働等により保護者がいないことを常態としている家庭の児童を放課後児童とみなす。

(名称、実施施設及び所在地)

第5条 各児童クラブの名称、実施施設及び所在地は、別表第2のとおりとする。

(利用定員)

第6条 児童クラブの利用定員は、おおむね40人以下とする。ただし、各児童クラブの登録時の利用希望日数を基に算出する平均利用人数が利用定員を超えないときは、利用定員を超えて入所させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童クラブ内で支援の単位（蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第18号。以下「条例」という。）第10条第4項に規定する支援の単位をいう。第10条において同じ。）を分割するときは利用定員を変更することができる。

(開所日及び開所時間)

第7条 児童クラブの開所日は、次に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- 2 児童クラブの開所時間は、授業終了後から午後7時までとする。ただし、蒲郡市立学校管理規則（昭和35年蒲郡市教育委員会規則第1号）第7条に規定する休業日にあつては、午前7時30分から午後7時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該日における利用する児童がいなかったことが確認できた場合は、閉所又は開所時間の変更を行うことができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めるときは、臨時に閉所することができる。

(入所申込、入所辞退、休所及び退所の手続等)

第8条 児童クラブへの入所を希望する児童の保護者は、児童クラブ入所申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の申込みがあつた場合は、その内容を審査し、入所を承認するときは、児童クラブ入所承認通知書（第2号様式）により通知し、入所を却下するときは、児童クラブ入所却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 3 児童クラブ入所申込書を提出した児童の保護者が、入所の希望を取り下げる場合は、第2項の入所の承認を受ける前までに児童クラブ入所辞退届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、入所の承認を受けた児童の保護者であっても、入所の承認に係る利用期間が申込年度の翌年度である場合は、申込年度の年度末までとする。
- 4 児童クラブの休所を半月以上2か月以内の間希望する児童の保護者は、児童クラブ休所届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 児童クラブの退所を希望する児童の保護者又は第3項に規定する期限以降に入所の希望を取り下げようとする児童の保護者は、児童クラブ退所届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、児童クラブへ入所した児童の保護者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入所の承認を取り消すことができる。
 - (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 市長が入所を不適當と認めるとき。

(職員)

第9条 各児童クラブに、条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上置くものとする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

2 前項の職員の雇用、雇用期間、報酬等の必要な事項は、市長が別に定める。

(備付書類)

第10条 児童クラブには、次に掲げる書類を作成し、備え置くものとする。

(1) 児童台帳

(2) 児童の入所に係る書類

(3) 児童出席簿

(4) 児童クラブ日誌

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の蒲郡市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年7月1日施行。次項において「旧教育委員会要綱」という。）の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この要綱の施行日の前日までに、旧教育委員会要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

※二重線で囲まれた部分は記入しないで下さい。

第1号様式 (第8条関係)

面接	面接	入所可否	名簿入力	通知送付
有 ・ 無	月 日 面接者 ()	可 ・ 不可		

児童クラブ入所申込書

(兼児童台帳)

蒲郡市長 様

年 月 日

児童クラブ への入所の申込をします。

入所希望期間			
通年	年 月 日 ~ 年 月 日 ※年度末が期限		
長期休業			
利用見込	週 日 (月・火・水・木・金・土・不定期)	時間	早朝 7:30~8:00 (有 ・ 無)
	土曜利用見込 (有 ・ 無)		夕方 18:30~19:00 (有 ・ 無)
過去の入所履歴	(有 ・ 無) ※過去に本人の利用がある場合は「有」		
口座振替登録	(有 ・ 無) ※昨年度に本人、または現在兄弟姉妹に利用実績がある場合は「有」		

児童	氏 名	生 年 月 日	小学校名・学年
	ふりがな	・	小学校 学年(4月見込) (保・幼・こども園 卒園予定)

住所	〒443- 愛知県蒲郡市	自宅 電話番号	() -
----	--------------	---------	-------

緊急時連絡先	連絡帯電話等(順)	① () - (母・父・勤務先(母・父)・その他)
		② () - (母・父・勤務先(母・父)・その他)
		③ () - (母・父・勤務先(母・父)・その他)

※同居の家族状況	氏名	続柄	生 年 月 日	職業	勤務先・学校名 学年等
	ふりがな		・		
	ふりがな		・		
	ふりがな		・		
	ふりがな		・		
	ふりがな		・		
	ふりがな		・		

※年齢問わず、同一敷地内に住んでいる家族の状況も記入してください。
 父母および65歳未満の祖父母についてはこの申込用紙と合わせて別に調査書(就労証明等)が必要です。

◆入所を希望する 具体的な理由	<input type="checkbox"/> 就労・就学しているため <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病または障がいがあるため <input type="checkbox"/> 家族介護・看護に従事しているため <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------	--

◆入所児童の健康管理

保険証種類	国民・社会・組合	記号		番号		平熱	℃
かかりつけ病院名				電話番号			
アレルギーの種類							
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（エピペン（有・無）薬（有（毎日）・有（症状発生時）・無）その他（ ））							
児童クラブ利用にあたり伝えておくべき事柄							
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）							

※「伝えておくべき事柄」がある場合は、入所決定後詳細な聞き取りをさせていただく場合があります。また、「アレルギーの種類」の、「エピペン・薬」のうち、1つでも「有」の場合は、入所決定後詳細なアレルギー調査書をご提出いただきます。

利用するにあたっての同意・承諾事項

(※把握した事柄につきましては、この目的以外に利用はいたしません。)

- 入所要件確認等のために、同居の家庭状況を調査すること。
- 児童クラブでの円滑なクラブ活動が行われるよう、関係施設（保育園、幼稚園、こども園、就学後の小学校等）へ児童の生活実態や健康管理等に関し情報連携を行うこと。
- 利用手数料は毎月指定納期限までに納付すること。
- 傷害保険に加入すること。
- 就労先、家庭状況（家族構成）、住所等に変更が生じた場合は、速やかに、かつ漏れなく変更届を提出すること。
- 以下に該当する場合、年度途中であっても退所していただく場合があること。
 - (1) 提出書類の内容に事実との相違が判明した場合
 - (2) 入所期間中に就労（通勤時間を含む。）および病人看護等を常態としていないことが判明した場合
 - (3) お迎えが児童クラブの終了時間を過ぎる事が続く場合（勤務終了後は速やかに迎えに来ること。）
 - (4) 無断で1か月以上の欠席が続く場合
 - (5) 利用手数料の滞納が続く場合
 - (6) 他の児童や支援員・補助員または施設や備品を傷つけた場合、またはその恐れがあると市が判断した場合
 - (7) 児童および保護者が、児童クラブ利用に関して支援員・補助員の指示に従わないことが続く場合

以上のことについて確認し、同意・承諾しました。

保護者氏名

第2号様式（第8条関係）

児童クラブ入所承認通知書

年 月 日

様

蒲 郡 市 長

下記のとおり児童クラブへの入所を承認します。

記

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児童クラブ名		児童クラブ 開設場所	
入 所 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
備 考			

児童クラブ入所却下通知書

年 月 日

様

蒲 郡 市 長

年 月 日付けで申込みのありました児童クラブの入所については、
下記の理由により却下いたします。

記

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児童クラブ名		児童クラブ 開設場所	
入所却下理由			

児 童 ク ラ ブ 辞 退 届

年 月 日

蒲郡市長 様

(保護者)

住所

氏名

下記のとおり児童クラブの入所希望を辞退します。

記

児 童 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	入 所 希 望 年 度	
入 所 希 望 年度の学校名		入 所 希 望 年度の学年	年
利用申込区分	通年 ・ 長期休業		
辞 退 理 由			

児 童 ク ラ ブ 休 所 届

年 月 日

蒲郡市長 様

(保護者)

住所

氏名

下記のとおり児童クラブを休所します。

記

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児童クラブ名		学 年	年
利用申込区分	通年 ・ 長期休業		
休 所 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
休 所 理 由			

児 童 ク ラ ブ 退 所 届

年 月 日

蒲郡市長 様

(保護者)

住所

氏名

下記のとおり児童クラブを退所します。

記

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児童クラブ名		学 年	年
利用申込区分	通 年 ・ 長 期 休 業		
退 所 日	年 月 日		
退 所 理 由			

別表第1（第4条関係）

区分		児童の家庭の状況
1	家庭外労働	児童の保護者のいずれもが昼間（7時30分から19時00分までをいう。以下同じ。）において毎月15日以上、毎日4時間以上居宅以外で労働することにより、通年にわたり児童の授業終了後も就労（通勤時間を含む。）を常態としているため、その児童の保護ができず、かつ、同居（別棟であっても同一敷地内に居住している場合も含む。以下同じ。）の親族その他の者（65歳以上の者は除く。以下同じ。）も、通年にわたりその児童の授業終了後に保護に当たることができないことを常態としている。
2	家庭内労働	児童の保護者のいずれもが昼間において毎月15日以上、毎日4時間以上居宅内で児童と離れて、家事以外の労働をすることにより、通年にわたり児童の授業終了後も労働を常態としているため、その児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者も、通年にわたりその児童の授業終了後に保護に当たることができないことを常態としている。
3	母親出産等	母親が次の事項に該当し、同居の親族その他の者が、その児童の保護に当たることができない。 (1) 妊娠の場合は産前2か月、出産の場合は産後3か月までの者 (2) 児童を保護することができない程度以上の疾病又は心身に障害のある者
4	病気負傷等	児童の保護者のいずれもが疾病にかかり若しくは、負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているため、その児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者が、その児童の保護に当たることができない。
5	病人看護等	保護者の家庭等に長期にわたる疾病又は心身に障害のある者がおり、児童の保護者のいずれもが昼間において毎月15日以上、毎日4時間以上居宅外又は居宅内で常時その看護に従事することにより、通年にわたり児童の授業終了後も看護を常態としているため、その児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者も、通年にわたりその児童の授業終了後に保護に当たることができないことを常態としている。
6	家庭災害	火災、風災害、地震等の災害によって児童の居宅を失い、又は居宅は失わないが破損した場合において、その復旧のためその児童の保護ができない。
7	その他	1から6までの区分に該当する児童を優先し、なお、定員に余裕のある場合は、市長が認める1から6までの区分に準ずる状態であること。

別表第 2 (第 5 条関係)

名称	実施施設名	所在地
大塚小児童クラブ	大塚小学校	蒲郡市大塚町大門 4 2 - 5
おおつか児童館児童クラブ	おおつか児童館	蒲郡市大塚町上中島 4 1
三谷東小児童クラブ	三谷東小学校	蒲郡市三谷町南山 1 - 7
みや児童館児童クラブ	みや児童館	蒲郡市三谷北通二丁目 2 5 9 - 1
蒲郡東部小児童クラブ	蒲郡東部小学校	蒲郡市豊岡町池田 3
東部公民館児童クラブ	東部公民館	蒲郡市豊岡町殿門 2 4
竹島小児童クラブ	竹島小学校	蒲郡市府相町三丁目 4 0
蒲郡南部小児童クラブ	蒲郡南部小学校	蒲郡市神明町 2 2 - 3
がまごおり児童館児童クラブ	がまごおり児童館	蒲郡市神明町 2 2 - 2 8
ちゅうぶ児童館児童クラブ	ちゅうぶ児童館	蒲郡市水竹町木船 2 5 - 2
蒲郡北部小児童クラブ	蒲郡北部小学校	蒲郡市清田町間堰 5 2
蒲郡西部小児童クラブ	蒲郡西部小学校	蒲郡市神ノ郷町壺町田 1 0
中央小児童クラブ	中央小学校	蒲郡市緑町 3 - 4 9
しおつ児童館児童クラブ	しおつ児童館	蒲郡市竹谷町今御堂 3 6 - 1
塩津保育園児童クラブ	塩津保育園	蒲郡市竹谷町今御堂 6 3 - 1
形原北小児童クラブ	形原北小学校	蒲郡市金平町屋敷田 1 - 1
形原小児童クラブ	形原小学校	蒲郡市形原町御嶽 3 4 - 2
にしうら児童館児童クラブ	にしうら児童館	蒲郡市西浦町西馬相 2 1